

寝屋川市中核市移行基本方針（素案）への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	件数	市の考え方
1. 基本方針(素案) の記載事項に関する意見・要望					
1	はじめに	都市格	都市格の意味が不明確である。中核市に一段上がるという意味で使っているが、都市格には都市の風格・品格という意味があるはずである。	1	都市格については、都市を人間に例えた場合の人格に相当するものであり、人格と同様に、魅力、資質、行動、意識など様々な要素で構成されるものと考えています。
2	6	相乗効果	相乗効果の意味が分かりにくい。	2	中核市への移行においては、円滑に事務の移譲を受け、確実に実施することが第一義であると認識しています。市としては、そのことも踏まえ、単に大阪府が実施していたことをそのまま引き継ぐのではなく、現在の市の取組と新たな事務権限を“かけ合わせる”ことによるまちづくりを基本的な考え方として構想したものです。
3	7	移行により目指す都市像	「市民にいつまでも愛される」「市民が誇りに思える」に変更すべきでは。市民に愛されるという受動的な表現ではなく、双方向で協働してまちづくりを行うという意味でなくては。	1	P. 7 中核市移行によって目指す都市像については、命（いのち）、生活（くらし）、未来（みらい）の3つの観点から、能動的に本市の行政サービスの向上と都市格の向上を図ることで、市民にいつまでも愛される「命と笑顔が輝くまち」を目指すことを記載していることから、原案のとおりとします。
4	7 13	移行により目指す都市像 組織体制の構築	3つの観点に加え、平和都市宣言等の立場から、「平和」の観点を追加していただきたい。	1	本方針は、中核市への移行によって新たに移譲される事務権限の観点から記載しています。平和意識を高める施策については、中核市への移行に関わらず実施していくものであるため、原案のとおりとします。
5			新設予定の課等に、「平和維持向上課（仮称）」を加えていただきたい。	1	
6			施策展開において、平和を最大の柱にして組みなおして欲しい。	1	
7	8	災害時医療対策等	危機事象への備えをどう充実するのか市民にわかりやすく基本方針に盛り込んで欲しい。	1	危機事象発生時に市民の生命や生活を守るためには、マニュアルの作成や訓練の実施など、平常時から危機事象への備えを行うことが重要であると考えていますが、本方針は、中核市への移行に向けた本市の考え方や、新たな事務権限をいかした施策展開などの基本的な方針であることから、原案のとおりとします。
8	8	災害時医療対策等	大規模、広範囲な感染症など、寝屋川市の保健所だけで対応できない場合はどう対処するのか。	1	大規模、広範囲な感染症の発生時には、本市の対応を進めるとともに国、大阪府、近隣市等と連携し、感染拡大の防止や医療体制の確保等に努めます。
9	8	新たな事務権限をいかした施策展開	保健所の設置だけでなく、児童相談所の設置をこの基本方針に盛り込むべきである。平成31年度設置が困難でも、平成32年度、33年度に設置できないものか。	1	児童相談所の設置については、経験を十分に積んだ知識を有する人材を多数確保することや児童相談所及び一時保護所、児童養護施設や乳児院を新たに整備しなければならないなど課題が多く、また、市内に府の児童相談所（大阪府中央こども家庭センター）が所在しており、それぞれの役割を果たしながら迅速な虐待対応に努めていることから、対応強化の観点においては、現在の広域的な取組が不可欠であると考えているため、原案のとおりとします。

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	件数	市の考え方
10	9	新たな事務権限をいかした施策展開	生活（くらし）の項において、ペット飼養の在り方に関する教育学習の場の提供が重要と考える。	1	ペットの適正飼養についての啓発等は重要であり、保健所に配置を予定している獣医師を中心に行う必要があると考えています。中核市移行に当たっては、必要な人員・体制を整備する予定です。
11	10		「未来」の項において、獣医師などの専門職員の配置に加え、ペット飼養の専門家の配置も切に希望する。	1	
12	10	内部統制	平成29年に地方自治法第150条に内部統制に関する規定が設けられた。担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保する内部統制のための方針を策定、公表する規定は中核市は努力義務で施行は平成32年だが前倒して実施すべきである。基本方針に内部統制により信頼される地方公共団体を目指すことを記述すべきである。	1	本方針は、中核市への移行によって新たに移譲される事務権限の観点から記載しており、内部統制体制の整備は、中核市に限らず全ての地方公共団体に求められるものであるため、原案のとおりとします。なお、内部統制については、中核市への移行を踏まえ、できるだけ早期に内部統制に関する方針を策定します。
13	13	組織体制の構築及び人員の確保、育成	保健所など新たな権限が増え、役割も幅広くなるが、その役割を担うためには多くの専門職等の配置や人材の育成などの対応ができるのか。職員の補充をしっかりと行い、職員の健康を守り、市民の命を守って欲しい。	10	中核市移行を含む新たな行政需要等へ対応するため、第6期定員適正化計画に基づき、総人件費の上限を踏まえる中で必要な人材を確保していきます。新たに必要と見込まれる人員の表については、民生行政や保健衛生行政など各行政分野毎の事務についての内容や件数等を踏まえる中で人数を検討し、まとめた表としています。中核市移行に伴い必要となる専門職については、平成30年4月1日付け職員採用に向けて、現在、採用試験を実施しているところです。また、医師については継続的に募集しています。平成30年度においても必要となる専門職の確保に取り組んでいきます。採用後は、府への派遣研修を実施するなど、中核市移行後の円滑な事務遂行に向け、準備していきます。
14	13		新たに必要と見込まれる人員の表に職種の記載も必要では。	1	
15	13		多くの専門職が確保できなければ中核市に移行することはやめるべきと考える。	1	
16	13		平成31年4月に移行するならば、採用試験は前倒して他市や府などへ研修に行かせるべきではないか。	1	
17	13		所掌事務及び新設予定の課等に、新設の組織はないのかもしれないが、文教行政に関する説明が必要では。	1	
18	15 16	財政影響額	平成28年3月の「中核市移行に関する検討調査報告書」と同等レベルでの歳入歳出影響見込額の記述にできないか。移行後も含めた推移が分かれば理解しやすい。	1	財政影響については、中核市移行に伴い、今後経常的に必要となる経費を試算しています。法定移譲される事務等は、記載の事務以外に多数が移譲されることから、よりわかりやすく財政的な影響を把握していただくため、現在の記載方法としています。

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	件数	市の考え方
2. その他の意見・要望					
19	全般	方針全般	中核市移行については時期尚早であり反対である。	3	住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が行うとする考えの下、地方自治法が改正され、中核市の指定要件が人口20万人以上に緩和されました。これを踏まえ、人口30万人未満の都市においても中核市への移行が進んでいます。
20	全般	方針全般	他市中核市に移行しているのは30万都市であり、寝屋川市は人口規模に見合った仕事をすればいいと考える。	1	本市においても、中核市への移行は、行政権能や裁量を更に拡充し、より市民ニーズを反映した特色あるまちづくりを進めるための手段であると考え、取組を進めています。
21	全般	方針全般	人口も増える見込みもない状態で中核市となるのは反対である。	1	
22	全般	方針全般	中核市になることで良いこと（税など）があるのか。税の使い道で不公平はないのか。	1	中核市への移行による新たな市民の税負担の増減はありません。移行後も、第五次総合計画に基づき、引き続き市民ニーズを反映したまちづくりを進めていきます。
23	全般	方針全般	私は高齢者で、今後ますます高齢社会となるなかで、市民も健康で長生きできるよう努力しますので、行政におかれましても、市民のいのちを守って欲しい。	1	これまでも市民の命と健康を守る取組を進めてきましたが、保健衛生行政の中核である保健所を市が運営することで、中核市移行の基本方針に掲げている「命と笑顔が輝くまち」を目指した取組を進めていきます。
24	全般	方針全般	具体的にどんなことがどうなるのか、誰でも参加できる説明会や意見を述べる機会を作って欲しい。	3	中核市への移行によるメリットは、市の行政権能を拡充することによる市民ニーズを反映したまちづくりの推進や手続期間の短縮による利便性の向上などが挙げられます。中核市移行によるデメリットはないものと考えています。
25	全般	方針全般	分かりやすい市民向けパンフレットを作成していただければありがたい。	1	市が保健所を運営することで、こども部、福祉部と連携した迅速な対応が可能となります。また、保健福祉センター内に精神保健、難病等の保健所窓口を設置し、円滑な支援・相談体制を構築し、利便性の向上を図ります。設置に係るデメリットはありませんが、医師を始めとした専門職の確保と人材育成を課題と認識し、採用や研修等の対応を実施していく考えています。
26	全般	方針全般	中核市を目指す理由が分かりにくい。	1	
27	全般	方針全般	中核市についての内容がわかりにくい。中核市になれば具体的に何がかわるか周知して欲しい。中核市移行や保健所設置のメリットとデメリットの説明をして欲しい。	9	今後も、市広報誌や市ホームページに中核市移行に向けた取組について掲載するなど、市民の皆様へより分かりやすくお伝えできるよう、様々な方法での周知等を検討していきます。
28	全般	方針全般	「中核市移行に関する検討調査報告書」は27ページ、この方針は17ページ。説明不足のように感じる。	1	「中核市移行に関する検討調査報告書」は、本市が中核市移行を検討するため、移行による影響や、移譲される事務等について調査・研究を行い、課題等を報告書としてとりまとめたものです。本方針については、報告書や平成28年6月議会でも市長から移行を目指す方針が示されたことを踏まえ、移行に係る基本的な考え方や新たな事務権限をいかした施策展開等の方向性を示したものであり、策定の目的や内容が異なることから、総ページ数に差異が生じているものです。

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	件数	市の考え方
29	その他	その他	第五次総合計画等は平成31年度中核市移行に伴い見直す必要があるのでは。	1	総合計画は市の将来の健全な発展を図るための市の最上位計画であり、第五次総合計画後期基本計画については、市の現状と課題を的確に把握し、これまでの施策・事業の検証、社会経済情勢の変化等を踏まえた計画としております。中核市移行は、これまでの政策の延長線上にあり、第五次総合計画の理念とも整合を図っていきます。 また、次期総合計画の策定については、策定期間や期間など今後精査していきます。
30	その他	その他	中核市移行という地方分権の階段を一段上るわけであるから、市議会の方にもステップアップの基本方針が必要ではないか。	1	市議会では市が取組を進めている中核市移行の是非を検討するために「中核市移行調査特別委員会」を設置し、移行に関する様々な課題を調査・研究しているところです。 中核市に移行した場合、市には国や大阪府から数多くの権限・事務が移譲され、それに応じて市議会が担う役割・責任もより一層大きくなるため、市議会としても更なる研鑽に努めなければならないことは、当該特別委員会の審議を通じて十分に認識しています。

【以上52件の意見】

※ 寝屋川市中核市移行基本方針（素案）に直接関わらない御意見が1人から1件寄せられていますが、パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないため、掲載していません。